

「岐阜県新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）」に対するパブリック・コメントと県の考え方

■意見募集期間： 令和6年12月20日（金）～令和7年1月18日（土） ■意見募集結果： 2名、27件

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	P3～14 第一 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画	新型コロナウイルス対応において、県がマスク着用や外出自粛・時短営業の要請といった措置を国よりも長く講じたことで県民生活及び県民経済に悪影響を及ぼしたと考えている。県独自のまん延防止措置や政府対策本部の設置前後に県対策本部を設置する旨が記載されているが、必要最小限度の対策とするよう基準の明確化、また対策における人権の尊重について記載すべきである。	新型コロナウイルス対応では、必要に応じ、県民の皆様へ外出自粛や時短営業・休業を要請する等、強度の高いまん延防止措置を講じましたが、その際、各方面の方々と協議し、病原体の性状や流行の状況、人権への配慮、対策の有効性・実効性、影響等を考慮の上、必要最小限に止めるよう、努めてまいりました。 新たな感染症においても、同様の対応ができるよう、「第二 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針」にこうした考え方を記載しておりますが、まん延防止措置を講じる際には、ご意見も念頭に置き、慎重に判断してまいります。
2	P15～27 第二 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針	「マスク着用等の咳エチケット」の記載があるが、健康上、マスク着用が困難な人が存在するほか、空気で感染する呼吸器感染症の場合、マスクでは防ぎきれない。これらを踏まえ、対策や広報にあたっては、「マスク着用は個人の判断に委ねられていること」を念頭に置き、マスクを着用しないことで偏見や差別が起こらないよう注意されたい。	新型コロナウイルスは、飛沫のほか、さらに粒子の細かいエアロゾルを介して感染することから、マスクのみならず換気等の対策も呼び掛けてまいりました。 新たな感染症においても、その性状を踏まえ、科学的な知見に基づき、有効な対策を呼び掛けてまいります。 また、様々な事情でマスクを着用できない方に対する偏見・差別等をなくすため、県民の役割に、こうした方への理解に努めることを追加しました。
3	P15～27 第二 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針	新型コロナウイルス対応において、他の疾患で受診しても新型コロナウイルスの検査が必要であったこと、別の要因で発熱したことが明らかであっても隔離されたこと等、診療のあり方に疑問があった。 発熱した人を全て感染者とし、通常の診療の拒否、隔離、検査の強要は、不当な人権侵害である。	発熱は、新型コロナウイルスの初期症状の一つであったことから、発熱患者には、まずは検査を実施し感染の有無を明らかにし、また、隔離等の必要な措置がとられました。これらは、感染のまん延を防ぎ、社会を守るために必要であるとの判断の下、行ったものです。 新たな感染症においても、その性状や国の方針等を踏まえ、慎重に検討してまいります。 なお、診療拒否については、医師には、正当な理由がない限り、患者の診療を拒否してはならない応召義務があり、関係団体等とも連携してこの責務の徹底を呼び掛けてまいります。加えて、県民の皆様が安心して受診できるよう、診療が可能な医療機関のリストを公表してまいります。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
4	P28～37 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 1 実施体制	感染対策の実施により、県民生活は幅広く影響を受け、その結果、心身に不調が現れることが分かっている。 そこで、専門家会議、連絡協議会、対策推進会議などの場に、人権擁護、社会経済、児童発達等の観点から助言が得られるよう、弁護士、教育系、経済系の専門家も呼ぶようにすると良い。	感染対策の実施にあたっては、各種会議の場において、感染症や救急医療、防災、経済の学識経験者、市町村、医療団体、経済団体、福祉団体、金融機関、教育機関等からご意見を伺ってまいりました。 新たな感染症においても、発生する課題に対応するために必要な各方面の方々と協議しながら、講ずるべき感染対策を決定してまいります。
5	P28～37 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 1 実施体制	県は、政府対策本部が廃止された後も対策本部を設置し続けてきたが、医療の逼迫や病原体の変異、ワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等、状況の変化に応じた体制の柔軟かつ機動的な切り替えができていなかった。 そのため、対策本部廃止の目安となる致死率・重症化率を設定しておくべきである。	本県では、新型コロナが5類感染症に移行した後も、条例に基づき、独自に対策本部を継続しました。 これは、5類に移行しても、ウイルスの性状が変わったわけではなく、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方をはじめ、県民の命と健康を守るために体制を維持すべきと判断したためです。 こうした体制の継続は、致死率や重症化率のほか、感染動向、医療提供体制等より総合的に判断してまいります。
6	P38～45 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 2 情報収集・分析	感染対策のために行われた、マスク着用、外出制限、営業制限などの行動制限によって、自殺、うつ、摂食障害、マスク依存（社交不安や醜形恐怖）、不登校、児童生徒の問題行動、高齢者のフレイル等が増えたと指摘されている。 しかしながら、平時から収集・分析を行う情報に、心身への影響を判断する項目がない。	社会的な影響を把握する指標として、生活保護、出生・婚姻、自殺等の状況を例示しておりますが、その他にも有効な指標があれば、随時収集してまいります。
7	P38～45 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 2 情報収集・分析	「最新の知見を収集し共有する」と記載されているが、WHOやアメリカのCDC等では、呼吸器感染症は空気感染するという知見の下、早くから換気的重要性を広報していた。 一方、日本では、いつまでも飛沫感染が主流だと広報されているままであった。	我が国においても、新型コロナは飛沫のみならずエアロゾルによっても感染するものとして、早くから換気的重要性を広報していました。 今後も国とともに科学的な知見に基づき、有効な対策を適時適切に広報してまいります。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
8	P53～60 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 4 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	感染者が発生した場合、学校における保護者への一斉メールや自治 体における所属までの開示は、個人の特定につながる可能性がある。 市町村より細かい単位で感染者数を提供・共有する行為は、差別や 偏見を助長するもので、留意すべきである。	通常、感染者が発生した際は、発症日、年齢、性別、居住市町村ま での情報を公表しておりました。 ただし、県等の行政機関では、住民の方々と直接接する業態から、 住民の不安を解消するため、流行初期においては、感染した経緯や従 事した業務等の情報も併せて公表しておりました。 今後は、ご意見を踏まえ、差別や偏見を助長するリスクも考慮の 上、連絡や公表のあり方について検討してまいります。
9	P53～60 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 4 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	学校でマスクを着用しないといじめ等、差別されるといった声は、 子どもたちから岐阜県にも届いていることと思う。 マスク着用の呼び掛けでは、差別・偏見に対する啓発も合わせて広 報すべきである。	ご意見を踏まえ、「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の「偏見・差別等への対応」に、患者やその家族、医療従事者等 に加え、様々な事情でマスクを着用できない方に対する差別・偏見が 起こらないよう、正しい知識や多様性への理解を普及啓発する旨に修 正しました。
10	P53～60 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 4 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	空気感染やワクチンの死亡事例等は、当初、公的機関から否定され たが、その後、国際的にも徐々に認められた経緯がある。 安易に偽情報と決めつけるのではなく、正確性や表現の自由につい て、もっと議論を尽くすべきである。	表現の自由は、当然に尊重されるべきである一方で、偽・誤情報の 拡散による混乱も回避しなければなりません。 県としては、個々の情報の真偽を判断するのではなく、その時点で 得られた科学的な知見等に基づく正確な情報を提供していくことで、 偽・誤情報に対処してまいります。
11	P61～63 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 5 水際対策	空気感染する呼吸器感染症の流入を完全に止めることは不可能であ る。 また、重症化率や致死率の低下により速やかに縮小することが必要 である。	国においては、致命率が当初の見込み以下であることが判明した時 点等において水際対策の縮小又は廃止の判断することとしています。 県としては、国が講ずる水際対策に必要な協力をしてまいります。
12	P64～73 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 6 まん延防止	まん延防止措置による行動規制等は、県民生活及び県民経済に大き な影響を与えるため、重症化率や致死率が低下した場合は、速やかに 規制を撤廃・縮小することが必要である。	新型コロナにおける様々な対策は、その都度、各方面の方々と協議 し、病原体の性状や流行の状況、人権への配慮、対策の有効性・実効 性、影響等を考慮の上、必要最小限に止めるよう、努めてまいりまし た。 新たな感染症においても、同様の対応ができるよう、まん延防止措 置を講じる際には、ご意見も念頭に置き、慎重に判断してまいりま す。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
13	P64～73 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 6 まん延防止	施設の利用制限や休校等のまん延防止措置は、県民の心身への影響も大きい。 そのため、実施・廃止にあたっては、人権・児童発達・経済等への影響について慎重に検討し、感染症だけでなく社会全体を視野に入れて決定していく体制とすべきである。	感染症対策の実施にあたっては、各種会議の場において、感染症や救急医療、防災、経済の学識経験者、市町村、医療団体、経済団体、福祉団体、金融機関、教育機関等からご意見を伺ってまいりました。 新たな感染症においても、特に私権制限を伴うまん延防止対策の実施にあたっては、各方面の方々との丁寧な協議が必要であると認識しておりますが、その視点が計画から漏れていましたので、ご意見を踏まえ追記しました。
14	P74～81 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 7 ワクチン	理解促進のための情報提供では、メリットだけでなくリスクについても誠実に明らかにすべき。副反応の内容や健康被害の実態を隠すことなく、件数など公開していく必要がある。	ワクチン接種にあたっては、接種のスケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等を積極的に提供し、ワクチンに対する正しい理解を促すとともに、コールセンターを設置し県民への相談対応を通じ、不安払拭に努めてまいります。
15	P74～81 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 7 ワクチン	接種しない人に対する嫌がらせといった差別事例も多く起きており、啓発が強要と受け止められないよう人権に配慮した内容とすべきである。	ご意見を踏まえ、「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の「偏見・差別等への対応」に、患者やその家族、医療従事者等に加え、様々な事情でワクチンを接種できない方に対する差別・偏見が起こらないよう、正しい知識や多様性への理解を普及啓発する旨に修正しました。
16	P74～81 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 7 ワクチン	予防接種健康被害救済制度の申請状況や認定件数を公表する自治体が出てきている。 いずれの情報も接種を検討するうえで重要であり、また、処理の透明化にもつながるため、岐阜県でも開示すべきである。	本県では、副反応への理解や救済制度の活用につながると考えられることから、新型コロナワクチンの副反応疑い報告件数を定期的に公表しております。 ご意見の救済制度の申請状況や認定件数についても同様の理由から、現在、公表を検討しております。
17	P82～97 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 8 医療	熱があることを理由に整形外科や脳神経外科等、その他診療科に受入れを拒否され、適切な治療が受けられない例もあった。 また、発熱患者の待機場所も屋外等、重症者を受け入れる環境でないところが多く、改めるべきである。	医師には正当な理由がない限り、患者の診療を拒否してはならない応召義務があり、関係団体等とも連携してこの責務の徹底を呼び掛けるとともに、県民が安心して受診できるよう、診療可能な医療機関のリストを公表します。 また、発熱患者への対応については、新たな感染症の性状や国の方針等を踏まえ、慎重に検討してまいります。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
18	P82～97 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 8 医療	医療機関では、マスク着用を着用しなければ受診できない等、体質や体調によりできない人への配慮がなかった。 マスクを着用できない人に対し、人権の配慮や別の感染対策を考えるよう周知すべきである。	ご意見を踏まえ、「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の「偏見・差別等への対応」に、患者やその家族、医療従事者等に加え、様々な事情でマスクを着用できない方に対する差別・偏見が起こらないよう、正しい知識や多様性への理解を普及啓発する旨に修正しました。 また、ティッシュやハンカチ、袖等で鼻と口を覆う等、マスク着用以外の対策についても周知に努めます。
19	P82～97 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 8 医療	コロナやインフルエンザのように軽症者が大多数の場合は、自宅療養を積極的に進めるべきであり、重症者のための医療リソースを確保すべきである。	新型コロナ対応において、本県では、ウイルスの性状が明らかでない発生初期から重症化率の高いデルタ株までの間は、患者に適切な医療を提供するため、医療機関や宿泊療養施設で患者を受け入れ、自宅療養ゼロを堅持しました。 その後、重症化率は比較的低いものの、極めて感染力の強いオミクロン株に置き換わり、徐々に軽症者を自宅療養に切り替えていきました。 新たな感染症においても、感染状況や重症化率、医療提供体制、通常医療への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があると認識しており、ご意見を参考にその旨に修正しました。
20	P82～97 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 8 医療	ピークを遅らせて医療体制を整えても、軽症者の受診で混み合い、医療機関は常にひっ迫していると言われ続けた。 コロナの治療は、基礎疾患のある高齢者を中心に行い、持病の治療等の通常医療に受けられるようにした方が多くの患者が助かったのではないかな。	現在、医療機関と協定を締結し、有事における入院診療、外来診療、後方支援、自宅療養者等への往診等といった役割分担の明確化を進めています。 新たな感染症においては、この役割分担の下、地域の医療機関間で支え合い、医療ひっ迫の回避、感染症医療と通常医療の両立を図ってまいります。
21	P98～105 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 9 治療薬・治療法	抗ウイルス薬の副作用等の注意事項を十分に説明するインフォームドコンセントが必要である。	新たな感染症において、インフォームドコンセントは、患者の不安払拭、医師と患者の信頼構築のために、より重要になると考えております。 そのため、関係団体とも連携して、医療機関にインフォームドコンセントの必要性を周知してまいります。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
22	P98～105 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 9 治療薬・治療法	麻黄湯等、効果が確かめられている漢方薬等も選択肢に入るように されたい。	漢方薬等についても、その効果が科学的に認められる場合は、その 活用も検討してまいります。
23	P106～113 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 10 検査	強制ではないことの周知、検査により傷害が起こる場合があること についてインフォームドコンセントがなかった。 また、人権尊重の観点から特に予防的検査などが強制的に行われない ようにすべきである。	新型コロナでは、感染のまん延を防ぎ、社会を守るために検査の実 施が必要であると判断し、進めてまいりました。 今後も検査の実施にあたっては、感染症の性状、まん延防止の効 果、医療提供体制、人権尊重、国の方針等により総合的に判断してま いります。
24	P114～124 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 11 保健	保健所における関係機関や県民へのリスクコミュニケーションで は、感染対策だけではなく、行き過ぎた感染対策による人権侵害を予 防するための相談と情報共有も行うべきである。	新型コロナにおける様々な対策は、その都度、各方面の方々と協議 し、病原体の性状や流行の状況、人権への配慮、対策の有効性・実効 性、影響等を考慮の上、必要最小限に止めるよう、努めてまいりまし た。 感染対策に対する県民からの様々なご意見については、相談窓口等 でもお聞きし、真摯に対応してまいります。
25	P125～131 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 12 物資	個人防護具の正しい使用方法是もちろん、注意事項や着用による 様々な健康被害についての情報も同時に知らせるべきである。	個人防護具の使用に際し、注意事項や健康被害等のリスクが科学的 に明らかな場合は、県民に向け正確な情報を提供します。
26	P132～140 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 13 県民生活及び県民経済の 安定の確保	行政の呼びかけで行われる感染対策は私権の制限であり、誰もが 大なり小なり影響を受けることになる。 制限が必要最小限度になるように、特定の対策の強要・強制がなさ れないようにすること、重症化率・致死率の変化に速やかに対応し、 制限を解除する基準を明確に盛り込むことが必要である。	新型コロナにおける様々な対策は、その都度、各方面の方々と協議 し、病原体の性状や流行の状況、人権への配慮、対策の有効性・実効 性、影響等を考慮の上、必要最小限に止めるよう、努めてまいりまし た。 今後も慎重な判断の下、対策を講じるとともに、対策により影響を 受けた方や事業者に対しては、必要な支援を行ってまいります。

No	該当項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
27	P132～140 第三 各対策項目の考え方及び 取組み 13 県民生活及び県民経済の 安定の確保	子どもが体調不良でも、行事などに参加し、後日感染が判明したと連絡が来ることがあった。 保護者に対し、熱がなくても、喉の痛みや関がある場合は、参加を控えることを書面等で周知してもらいたい。	新型コロナが５類感染症に移行するまでは、学校から各家庭に健康チェックカードを配布し、発熱のほか、喉の痛みや咳等、体調に異変がある場合は、登校や行事への参加を控えるようお願いしてまいりました。 新たな感染症においても、新型コロナ時の対応を含め、必要な感染対策を呼び掛けてまいります。